

イラン式簿記術の発展と展開 正誤表

訂正箇所	誤	正
目次	Nineteenth-Century Iran	Nineteenth Century Iran
P.9 注2 L.6-7	Afshār, Ī. 1378kh “Fihristī az Kitāb-hā-yi Siyāq,” in <i>Furūgh-i Isfahānī, Mahadī Bāqir, Furūghistān: Dānishnāma’-i Fann-i Istīfā’ wa Siyāq</i> , ed. by Ī. Afshār, Tih-rān. Dānishpazhūh	Afshār, Ī. 1378kh “Fihristī az Kitāb-hā-yi Siyāq,” in <i>Furūgh-i Isfahānī, Mahadī Bāqir. Furūghistān: Dānishnāma’-i Fann-i Istīfā’ wa Siyāq</i> , ed. Ī. Afshār, Tih-rān. Dānishpazhūh
P.16 L.4	荒廃した <u>イラク・アジャム</u> の財政を立て直し、	荒廃したイラク・アジャム (‘Irāq-i ‘Ajam)の財政を立て直し、
p.16 L.14-15	<u>イラク・アジャム</u> (‘Irāq-i ‘Ajam)の地名が頻繁に登場する。	イラク・アジャムの地名が頻繁に登場する。
P.16 L.16	イラク総督 <u>アルグン・アカ</u> により	イラク総督アルグン・アカ Arghūn Āqāにより
P.22 L.5	イドラール (idrār 給付金・年金) 21 (21)の	イドラール (idrār 給付金・年金) 21の
P.27 L.19-20	モンゴル王家に関わる語を <u>台頭</u> するという	モンゴル王家に関わる語を抬頭するという
P.31 注37 L.5-6	財務術の創始者をアリーとする説もある。	不要
P.57 L.26-27	③düşenden 9000 aqçalık bir tımār tevcīh edesin deyü <u>emir</u> verilüb	③düşenden 9000 aqçalık bir tımār tevcīh edesin deyü emr verilüb
P.59 L.8-9	6965 aqçalığı müteveffā ‘Alī taḥvīlinden ibtidā <u>emir</u> olman şülüşānı	6965 aqçalığı müteveffā ‘Alī taḥvīlinden ibtidā emr olman şülüşānı
P.61 L.10-11	3099 aqça tımāra istihkākı ve bir kıt‘a <u>emir</u> olman terakkiye	3099 aqça tımāra istihkākı ve bir kıt‘a emr olman terakkiye
P.62 L.32	Vān beglerbegisine <u>hüküm</u> ki	Vān beglerbegisine hükm ki
P.62 L.33-34	Dārende Dervīş zīde qadrühü müşarünileyhle yuḡaru cānibden bile gelüb her <u>vecihle</u> yarar olduğı	Dārende Dervīş zīde qadrühü müşarünileyhle yuḡaru cānibden bile gelüb her vechle yarar olduğı
P.62-63 L.34-1	37000 aqça ze‘āmet verilmesin <u>emir</u> edüb	37000 aqça ze‘āmet verilmesin emr edüb

P.63 L.31	<u>(一次史料)</u>	史料
P.64 L.13	<u>(研究文献)</u>	参考文献
P.78 L.9	こうした様式面はすでに <u>林の研究</u> が示している ⁵ 。	こうした様式面はすでに林が考察している ⁵ 。
P.79 L.8-10	また、 <u>財源が両聖都に宛てられた施設、土地の場所</u> はわかるが、そもそもの寄進者が誰であるのかは不明である。	また、両聖都ワクフの財源とされた施設および土地の場所はわかるが、そもそもの寄進者が誰であるのか会計簿ではわからない。
P.80 L.2	<u>担当場所</u>	担当地区
P.80 本文下から7行目	今会計期のものなのか	今会計期いずれのものなのか
P.80 本文一番下の行	同じ会計期ながら	同じ会計期を扱いながら
P.83 L.3	<u>現金を受給資格者</u>	受給資格者
P.83 L.9-10	イスタンブルに <u>戻ってきた</u> 。	イスタンブルに送り返された。
P.83 L.14-15	オスマン文書館の両聖都ムカーター・スッレ台帳に分類される最初のアレppoのスッレ台帳は、EV.HMK.SR.d1 である。	オスマン文書館ではスッレ台帳は主に両聖都ムカーター・スッレ台帳分類におさめられている。同分類でアレppoに関する年代的に一番古いスッレ台帳は、EV.HMK.SR.d1 である。
P.83 L.18-9	このあと <u>人物名</u> と受給額が順次記されていくが、金額は金貨を単位とし、スィヤーカト体とともにトルコ語で額が表記される。	このあと受給者名と受給額が順次記されていく。金額は、金貨を単位として、まずスィヤーカト書体で記されて、それに添えてアラビア文字で表記したトルコ語の数字が併記される。
P.83 L.21-22	人物名やスィヤーカト <u>体の数字</u> の箇所より薄くなっており	人物名とスィヤーカト書体で記された数字の箇所より薄くなっており
P.84 L.1	人物名	受給者名
史料 P.85	史料の箇所に置かれているSurre-i Hümâyûn, İstanbul, 2008を以下のように訂正して、研究文献の所に移動させる。 Surre-i Hümâyûn, İstanbul Büyükşehir Belediyesi Kültür A.Ş.Yayınları, İstanbul, 2008	